

東京都ダンススポーツ連盟所属 ST各位
東京都ダンススポーツ連盟所属 会員各位

東京都ダンススポーツ連盟
競技システム部長 矢吹 和也
副部長 川原 玉喜

競技システム部主催自主勉強会開催のお知らせ

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
さて、東京都ダンススポーツ連盟 競技システム部では、スクルティニアの技術・知識向上や、新規資格取得のため、自主勉強会を開催いたします。
ST資格の所有有無に関わらず、競技会開催の事前勉強や復習、資格取得としてご参加ください。
開催内容については、相談可ですので、お気軽にお問い合わせください。

◆◆ スクルティニア（採点管理者）規程 ◆◆

（スクルティニアの資格要件）

第5条 スクルティニアは、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 支援システムの仕組みを充分理解し、適切に運用できること
- (2) 競技会進行中に発生する支援システム運用にかかわる問題を迅速に判断し、適切に処理できること
- (3) 第1号及び前号の項目を円滑かつ適正に行うために必要な統率力、管理指導力、協調性等の能力を有していること
- (4) 選手登録管理システム（昇降級、選手登録その他関係規程）を充分に理解していること

（スクルティニアの責務）

第10条 スクルティニアは、次の責務を負うものとする。

- (1) チェアパーソンその他、大会関係者と緊密な連携を保ち、競技会の円滑な運営を確保するため、支援システム運用を、円滑かつ適正に行うよう努めなければならない。
- (2) JDSF、JDSFブロック又は加盟団体の開催する競技関連講習会、その他の採点管理に関する諸企画には、積極的に参画しなければならない。
- (3) 採点管理及び登録管理（昇降級報告）の重要性を認識し、常に自己研鑽、自己啓発に努めなければならない。

（資格の喪失）

第12条 JDSFは、スクルティニアが次のいずれかに該当したときは、資格を取消することができる。

- (1) 第5条に定めるスクルティニアの資格要件を欠くと認められる事実のあるとき
- (2) 第10条に定めるスクルティニアの責務を遂行していないと認められるとき
- (3) スクルティニアとして不適当と認められる行為のあるとき
- (4) 第9条第3項に定める資格の抹消が適用されたとき
- (5) JDSF会員を退会したとき

◆◆ 2024年競技関連規程集 より抜粋 ◆◆
※ 2017年競技関連規程集まで遡って確認済み